

NPO 共生学舎規約 (Narayama Product Organization)

(名称)

第1条 この会は、NPO 共生学舎（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、奈良市佐紀町 1360 に置く。

(目的)

第3条 本会は、① 生活美化緑化環境改善活動 ② 伝統文化技術礼儀作法学習活動（事業）を行うことにより、県民の生活福祉の向上と、日常で人の生活の基本である衣食住とに関わる改善と保全の事業と支援奉仕活動を推進して、それらの専門の分野と有識者の人々の協力を得て住民と社会に貢献して寄与することを目的とし、2008 年 10 月 29 日に設立された NPO 法人共生学舎の目的を継承する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するためにボランティア活動を行い次の事業を実施する。

- (1) 古都奈良・平城京北部(玄武)の景観保持
- (2) 日本の将来を担う子どもの教育と食育を推進
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の目的に賛同し賛助した個人及び団体
- (3) 協力会員は、この会の事業と行事に参加協力した個人及び団体

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

(会費)

第7条 会員は、期初に以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 年会費 5,000 円
- (2) 賛助会員 年会費 10,000 円
- (3) 協力会員 特に定めない。

2 会員が納入した会費は、事情にかかわらず返還しない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を納入しないとき。
- (3) 会の規約・規則に違反したとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 監事

2 理事長、副理事長、会計理事の3役には活動費として期初に年間10,000円を支給する。

(選任)

第10条 役員は総会において、会員の中から選任し、任期は2年とする。

(職務)

第11条 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は会計と専任部門の担当をする。

4 監事は、会の活動及び会計を監査する。

5 相談役は、大所高所から会の運営に助言する。

(総会)

第12条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回(4月頃)開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支予算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

4 総会での議決は、出席者の4分の3以上の賛成をもって成立する。

(事業年度)

第13条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

1 この規約は、2025年4月1日から施行する。